

○東京都市町村職員退職手当組合職員定数条例

(昭和40年4月3日
条例第6号)

改正 昭和42年 4月 1日 条例第10号
昭和42年 9月22日 条例第11号
昭和43年 7月29日 条例第 8号
昭和44年10月 5日 条例第 6号
昭和47年 2月 2日 条例第 2号
昭和51年 4月 9日 条例第 5号
平成19年 2月26日 条例第 2号

第1条 東京都市町村職員退職手当組合事務局の職員の定数は次のとおりとする。

職員 6名

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年4月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年9月22日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年7月29日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年10月5日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。

附 則 (昭和47年2月2日条例第2号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年4月9日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年2月26日条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。